

政策 2 安心して暮らせる医療・福祉の充実

2 - 1 医療提供体制の確保・充実と健康寿命の延伸

- (1) 医療を支える人材の確保・育成
 - ①医師の確保・偏在解消 / ②看護職員等の確保・資質の向上 / ③（仮称）医科大学大学院大学の設置に関する検討
- (2) 質の高い医療の持続的な提供
 - ①地域医療構想の実現 / ②救急医療体制の整備 / ③周産期医療と小児医療体制の整備 / ④在宅医療の提供体制の整備 / ⑤へき地医療体制の確保 / ⑥先進医薬の普及促進 / ⑦総合的ながん対策の推進 / ⑧疾病に応じた適切な医療の提供
- (3) 県立病院による高度専門医療の提供
 - ①静岡県立静岡がんセンターによるがん高度専門医療の提供 / ②静岡県立病院機構による高度専門医療の提供
- (4) 生涯を通じた健康づくり
 - ①ライフステージの特性に応じた健康づくり / ②生活習慣病の発症予防と早期発見の推進 / ③歯や口の健康づくりの推進 / ④全ての世代の健康を支える医療保険制度の適切な運営
- (5) 科学的知見に基づく健康施策の推進
 - ①静岡社会健康医学大学院大学の教育・研究機能の充実 / ②社会健康医学の研究成果の還元

2 - 2 いつまでも自分らしく暮らせる長寿社会づくり

- (1) 地域包括ケアシステムの推進
 - ①一人ひとりに寄り添った支援の充実・強化 / ②地域で日常生活を支援する仕組みの充実 / ③自立支援・介護予防の取組促進 / ④在宅医療の提供体制の整備 / ⑤介護サービスの充実 / ⑥かかりつけ薬剤師・薬局の機能強化
- (2) 認知症にやさしい地域づくり
 - ①認知症の人とその家族への支援 / ②若年性認知症対策の推進
- (3) 介護・福祉人材の確保
 - ①介護サービス等を支える人材の確保と資質の向上 / ②介護職場の労働環境と処遇の改善

2 - 3 障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現

- (1) 障害に対する理解と相互交流の促進
 - ①障害者差別解消条例に基づく不当な差別の禁止と合理的配慮の提供の推進 / ②情報保障の推進 / ③障害者スポーツと文化芸術活動の振興
- (2) 地域における自立を支える体制づくり
 - ①身近な相談支援体制整備の推進 / ②暮らしを支える福祉サービスの充実 / ③施設や病院から地域生活への移行の促進 / ④一人ひとりの特性に応じた就労の促進
- (3) 多様な障害に応じたきめ細かな支援
 - ①重症心身障害児(者)に対する支援の充実 / ②医療的ケア児に対する支援の充実 / ③発達障害のある人に対する支援の充実 / ④精神障害のある人に対する支援の充実

2 - 4 地域で支え合う安心社会づくり

- (1) 地域における相談支援体制の充実
 - ①包括的相談支援体制の構築 / ②成年後見制度の利用促進 / ③民生委員・児童委員活動の推進
- (2) 自立に向けた生活の支援
 - ①生活困窮者への相談支援体制の充実と自立支援対策の推進 / ②生活保護を必要とする人への支援の充実 / ③ひきこもり状態にある人への支援の充実
- (3) 自殺対策の推進
 - ①早期支援につなげる人材の養成、資質の向上 / ②若年層に重点を置いた自殺対策の推進 / ③多様な主体との連携による自殺対策の推進

2 - 1 医療提供体制の確保・充実と健康寿命の延伸



県民が、住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、必要ときに、安全で質の高い医療が速やかに受けられる体制の整備が不可欠です。

このため、医療人材を確保・育成し、県内各地域の現状に即して効果的に配置するとともに、医療機能の分化と連携などを推進し、医療提供体制の一層の充実を図ります。

また、健康寿命の更なる延伸を図るため、県民総ぐるみの健康づくりを進め、科学的知見に基づく健康施策の推進に取り組みます。

❖ 現状と課題

- 県内で勤務する医師は着実に増加しているものの、全国的には医師少数県と位置付けられており、一部地域や診療科で医師数に差が生じています。また、2024年4月1日から始まる医師の労働時間上限規制の適用に対応するため、医療機関の取組の支援が必要です。
- 県内で勤務する看護職員は着実に増加していますが、看護職員の需要が増大する一方で、厳しい勤務環境等を理由に離職する者もあり、慢性的な不足状態にあります。
- 高齢化の進行に伴う医療需要の増加に対して、限られた医療資源で対応していくため、医療と介護の連携強化や地域での適切なサービスの提供が必要です。
- コロナ禍における検診等の過度な受診控えにより、健康上のリスクを高めてしまう可能性があります。
- 県立病院には、他の医療機関では対応困難な高度・専門・特殊医療の提供や公的医療機関への医師派遣など、地域医療の中心的役割が求められています。
- 健康寿命と平均寿命の差が依然として長いことから、県民の健康づくりを一層推進することが重要です。

❖ 目 標

- 県内外から医師を確保し、地域や診療科による偏在を解消します。
- 県内に勤務する看護職員を確保し、幅広く活躍できるよう育成します。
- 地域ごとに医療機能の分化と連携を進め、質の高い医療を安定的・持続的に提供する体制を充実します。
- 科学的知見の活用により健康施策の充実を図り、自身の健康に関心を持ち、健康づくりに取り組む県民を増やします。

❖ 成果指標

成果指標	現状値	目標値
県内医療施設従事医師数 ※ 1	(2018年度) 7,690人	8,274人
医師偏在指標 ※ 2	(2019年度)	(2023年度)
賀茂圏域	127.5	161.9
富士圏域	150.4	(3圏域同一目標値)
中東遠圏域	160.8	
看護職員数 ※ 3	(2018年度) 42,007人	47,046人

※1 県内医療施設従事医師数の目標値は、2019年度公表の国の医師偏在指標による医師少数県（下位1/3）を脱するために必要な人数

※2 医師偏在指標の目標値は、2019年度公表の国の医師偏在指標による医師少数区域（下位1/3）を脱するために必要な値

※3 看護職員数の目標値は、想定される看護需要を満たすために必要な人数

成果指標	現状値	目標値
壮年期（30～64歳）人口10万人当たり死亡数	(2020年) 208.5人	197人
がん検診受診率	(2019年)	
胃がん	42.9%	50%以上
肺がん	52.1%	60%以上
大腸がん	44.7%	50%以上
乳がん	46.6%	50%以上
子宮頸がん	44.0%	50%以上
患者満足度（入院/外来）	(2019年度)	毎年度
県立静岡がんセンター	97.2% / 97.6%	95% / 95% 以上
県立総合病院	(2020年度) 98.2% / 94.3%	毎年度 90% / 85% 以上
県立こころの医療センター	— / 92.7%	— / 85% 以上
県立こども病院	95.3% / 96.5%	90% / 90% 以上
脳卒中の死亡率(年齢調整後)	(2019年) 男性：40.3 女性：21.1	(2023年) 男性：37.8 女性：21.0
80歳で自分の歯が20本以上ある人の割合	(2020年度) 66.48%	72%
特定健診受診率	(2019年度) 57.8%	70%

2 - 1 医療提供体制の確保・充実と健康寿命の延伸

(1) 医療を支える人材の確保・育成

活動指標	現状値	目標値
医学修学研修資金利用者数	(2020年度) 1,308人	1,846人
医学修学研修資金利用者の県内医療機関勤務者数	(2020年度) 522人	845人
新人看護職員を指導する実地指導者養成数	(2020年度まで) 累計 445人	累計 645人
再就業準備講習会参加者数	(2020年度) 73人	毎年度 80人
認定看護師数	(2020年度) 560人	710人

① 医師の確保・偏在解消

(健康福祉部 地域医療課)

- 県内で勤務する医師を増やすため、「ふじのくにバーチャルメディカルカレッジ」の運営により、県内外大学と連携して着実な医学修学研修資金の貸与に取り組みます。
- 医学修学研修資金利用者の県内各医療機関での勤務につなげるとともに定着を促進するため、専任医師によるきめ細やかな面談実施・キャリア形成支援等に取り組みます。今後は、国が2024年度を目途に構築を目指している医師の従事する医療施設を確認できるシステムを活用し、精緻な定着率を把握した上で指標の設定を行い、資金返還免除後の定着率向上に取り組みます。
- **医師の地域偏在の解消や県内定着を促進**するため、関係機関と連携して、情報管理システムの新たな活用による医学修学研修資金利用者の効果的・効率的な勤務先の調整を行います。あわせて、若手医師が望む専門性の高い知識や技術の習得ができるよう指導医の新たな招聘・資質向上を図る病院への支援や、医師少数区域で勤務する医師に対する研修受講費用等の支援など研修環境の充実を図ります。
- 医師の労働時間上限規制の適用開始に対応するため、静岡県病院協会に設置した「ふじのくに医療勤務環境改善支援センター」における、長時間労働の医師が勤務する医療機関を対象とした専門家派遣等に加え、医師労働時間短縮等の取組に対する助成などにより医療機関の取組を支援します。
- 女性医師や高齢医師の活躍を促進するため、浜松医科大学と連携して開催する「ふじのくに女性医師支援センター」における女性医師支援セミナー等や、静岡県医師会と連携して実施する「静岡県医師バンク」における女性医師や高齢医師に対する相談対応を通じて、キャリア形成・復職支援等に取り組みます。

取組の主な工程表	2022	2023	2024	2025
医師の確保	専任医師による医学修学研修資金利用者の面談・キャリア形成支援			
	県内医療機関勤務者数 650人	715人	780人	845人
医師の地域偏在の解消	医学修学研修資金利用者の勤務先の調整			
	地域枠配置調整対象者増 3人	10人	14人	24人
	情報管理システム の構築	情報管理システムの運用		
	新たな指導医の招聘に対する支援			
招聘指導医数	2人	2人	2人	3人

② 看護職員等の確保・資質の向上

(健康福祉部 地域医療課)

- 看護職員の養成を強化するため、看護職員養成所への指導調査や運営支援、看護教員や実習指導者の養成に取り組むなど、学生の確保対策を実施します。
- 県内助産師数を増加させるため、県立看護専門学校助産師養成課程で助産師を養成します。
- 看護を志す学生の確保を図るため、小中高生向けの啓発を実施します。
- 看護職員の離職防止や定着促進を図るため、ふじのくに医療勤務環境改善支援センターによる医療機関の支援など、医療従事者のメンタルヘルス対策も含めた医療機関の勤務環境改善を支援するとともに、新人看護職員を養成する実地指導者の養成などにより新人看護職員等への研修の充実に取り組みます。
- 潜在看護職員の復職を促進するため、ナースバンク事業（求人・求職・就業相談）、再就業準備講習会等、県ナースセンターにおいて求職、求人のニーズに応じたきめ細かな支援に取り組みます。
- 看護の質の向上を図るため、認定看護師養成や特定行為研修の支援、中小病院や診療所勤務看護職員向け研修の実施等、コロナ禍の経験も踏まえて、感染症対策や在宅医療を支える看護師の養成に取り組みます。

③ (仮称) 医科大学院大学の設置に関する検討

(健康福祉部 企画政策課)

- 医師の確保や医療水準の向上に向けて、静岡社会健康医学大学院大学を発展させた(仮称)医科大学院大学の設置について検討を行います。

2 - 1 医療提供体制の確保・充実と健康寿命の延伸

(2) 質の高い医療の持続的な提供

活動指標	現状値	目標値
救命救急センター 充実段階評価 S・Aとなった病院の割合	(2020年度) 100%	毎年度 100%
母体救命講習会の受講者数	(2020年度まで) 累計 332人	(2023年度) 累計 474人
訪問診療を受けた患者数	(2020年度) 18,096人	20,894人
24時間体制をとっている訪問看護ステーション数（従事看護師数）	(2020年度) 199施設（1,275人）	247施設（1,583人）
医療提供支援策が実施されている無医地区の割合	(2020年度) 100%	毎年度 100%
治験ネットワーク病院による新規治験実施件数	(2020年度) 95件	150件
がん患者の就労支援に関する研修受講者数	(2020年度) 28人	毎年度 40人
循環器病対策の医療連携に関する研修会開催回数	(2020年度) 0回	毎年度 6回
難病患者ホームヘルパー養成研修受講者数	(2020年度まで) 累計 3,378人	累計 3,800人

① 地域医療構想の実現

(健康福祉部 医療政策課)

- 県民が、適切な医療を将来にわたって持続的に受けられるようにするため、構想区域ごとに機能別の病床及び在宅医療の将来の必要量を把握し、地域にふさわしいバランスの取れた医療機能の分化と連携を推進します。
- 医療機能の分化と連携を推進するため、病床機能報告を実施の上、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の教訓も踏まえ、各圏域における地域医療構想調整会議の場で議論を進めるとともに、地域医療介護総合確保基金を活用した取組や地域医療連携推進法人制度の活用を進めます。

② 救急医療体制の整備

(健康福祉部 地域医療課)

- 休日・夜間の診療時間外における医療の確保と患者に対する適切な対応のため、救急医療施設を初期、第2次、第3次救急医療施設として体系化し、必要な施設・設備の整備などを支援するとともに、救命救急センターの質の維持や、救命救急センターと急患センター等の連携を図ることにより、医療機関の機能を充実します。
- 救命率の向上、後遺障害の軽減等を図るため、緊急に治療が必要な中等症・重症救急患者に対し、ドクターヘリを活用して、早期に治療を開始できる体制を支援します。
- 急性期に必要な医療資源の確保のため、重症度・緊急度に応じ、急性期から回復期、療養の場へ円滑に移行できる体制の整備を進めます。
- 救急医療体制の円滑な運営のため、休日・夜間当番医や県内すべての医療機関に関する情報をインターネットにより提供します。

③ 周産期医療と小児医療体制の整備

(健康福祉部 地域医療課)

- 安全・安心な妊娠・出産を確保するため、ハイリスク妊婦や胎児、新生児に対し、母体から新生児まで一貫して治療管理できる高度医療の提供体制の充実に支援します。
- 周産期における安全を確保するため、総合・地域周産期母子医療センターの運営の支援や、周産期医療従事者の専門的な知識習得、助産師と産科医、産科以外の診療科の医師との連携強化、母体急変時の初期対応を習得するための講習会の開催など、周産期医療従事者の育成に取り組みます。
- 体系的な小児救急医療体制の充実を図るため、小児救命救急センターの運営支援や小児救急医療機関等の施設・設備整備の支援、病院群輪番制により小児救急医療を確保する市町の支援などに取り組みます。
- 身近な地域で安心して出産できる場所を確保するため、分娩を取り扱う病院や診療所、助産所の施設・設備の整備を支援します。
- 災害時における小児・周産期医療を確保するため、災害時小児周産期リエゾンによる医療的知見に基づく助言等、支援の充実を図ります。

④ 在宅医療の提供体制の整備

(健康福祉部 福祉長寿政策課、地域医療課)

- 住み慣れた地域で安心して在宅療養できるようにするため、静岡県在宅療養支援ガイドラインに基づく体制の構築等による医療と介護の切れ目のないサービスの促進や、静岡県医師会と連携した静岡県地域包括ケア情報システム「シズケア＊かけはし」の活用等による多職種間の連携の強化など、在宅医療の提供体制の充実に取り組みます。
- 在宅医療の充実のため、在宅医療を実施する診療所の整備等を支援し、かかりつけ医の**訪問診療や在宅看取りへの参入を促進**します。
- 訪問看護サービスを安定的に提供するため、**訪問看護ステーションの体制整備**や、訪問看護師への就業を促進します。
- 新任育成研修、病院と訪問看護ステーション間の出向研修等の実施や教育体系の整備により訪問看護師の資質向上を図るとともに、認定看護師や特定行為のできる訪問看護師を育成します。

取組の主な工程表	2022	2023	2024	2025
訪問診療への参入促進	診療所の施設・設備整備への助成、かかりつけ医向け研修会の開催			
	訪問診療を受けた患者数 18,618人	19,336人	20,115人	20,894人
訪問看護ステーションの体制整備促進	訪問看護ステーションの設置等への助成			
	24時間体制のステーション数（従事看護師数） 220施設（1,410人）	230施設（1,474人）	238施設（1,525人）	247施設（1,583人）

⑤ へき地医療体制の確保

(健康福祉部 地域医療課)

- へき地医療の確保充実のため、へき地における病院及び診療所の施設・設備の整備を行う市町等を支援します。
- へき地の診療を支援する機能の向上を図るため、無医地区等への巡回診療、へき地診療所への代診医派遣等を行うへき地医療拠点病院を支援します。

⑥ 先進医薬の普及促進

(健康福祉部 薬事課)

- 治験ネットワーク病院での臨床研究実施体制の拡充に向けた支援を行うほか、治験ネットワークにおける治験の受託調整を行います。
- より多くの病院において、がん領域の治験が実施できるよう、治験実施体制の水準向上を図る治験担当者の資質向上に取り組みます。

取組の主な工程表	2022	2023	2024	2025
治験ネットワーク病院の治験実施体制の充実	臨床研究実施体制の支援・治験の受託調整			
	新規治験実施件数 117件	128件	139件	150件

⑦ 総合的ながん対策の推進

(健康福祉部 疾病対策課)

- がんの予防や早期発見を促すため、喫煙率の減少や受動喫煙防止、生活習慣病の改善を促す啓発を実施するとともに、市町や検診実施機関と連携した効果的な受診勧奨や企業との連携による職場における受診啓発など、がん検診の普及啓発等を推進します。
- がん検診の精度管理を推進するとともに、受診率の向上に向けて、がん検診の実施体制を整備するとともに、身近な地域で患者の状況に応じた適切ながん診療が県内全域で提供できる体制を整備します。
- 小児・AYA世代のがん患者が、将来に希望を持ってがんと向き合い、がんを克服していくことができる環境整備や医療・支援の充実を図ります。
- がん患者に対する治療と就労・就学の両立に向けた支援、在宅緩和ケアや支持療法の推進など、がんの特性や患者のライフステージに応じた診療提供・相談支援体制を強化し、がんに罹っても安心して暮らし続けられる環境整備や医療・支援の充実を図ります。
- 教育委員会と連携して小学校・中学校・高等学校におけるがん教育を推進し、予防、検診等のがんに関する基本的な知識とがん患者への理解を県民に広めていきます。

⑧ 疾病に応じた適切な医療の提供

(健康福祉部 疾病対策課、新型コロナ対策企画課、健康増進課)

- 脳卒中、心血管疾患について、県内全域で発症直後の急性期治療が適切に受けられる体制とするため、循環器病対策推進計画に基づき医療連携等を推進します。
- 糖尿病患者の人工透析導入による生活の質の低下を防ぐため、糖尿病性腎症重症化予防プログラムを策定し、市町と医療機関の連携による重症化の予防を推進します。
- アレルギー疾患の発症予防と重症化予防について県民へ適切な情報を発信し、アレルギー疾患医療拠点病院を中心としたアレルギー疾患医療提供体制の更なる強化を図ります。
- 難病医療提供体制の充実と小児慢性特定疾病児童等の移行期を支援する医療提供体制の整備を図り、県民への適切な情報提供や、多様・希少な難病に対応できる医療従事者及びホームヘルパーを養成します。
- 新型コロナウイルス感染症の後遺症について、幅広く情報提供を行い、適切な相談や治療ができるよう、体制を構築します。

取組の主な工程表	2022	2023	2024	2025
循環器病対策推進計画	第1次計画の推進			
		第2次計画の策定	第2次計画の推進	

2 - 1 医療提供体制の確保・充実と健康寿命の延伸

(3) 県立病院による高度専門医療の提供

活動指標	現状値	目標値
静岡がんセンターが実施したがん治療患者数	(2020年度) 12,528人	13,100人
静岡がんセンターのがん患者・家族等に対する相談・支援件数	(2020年度) 35,035件	38,900件
静岡がんセンターが実施した研修修了者数	(2020年度まで) 累計 961人	累計 1,276人
県立病院機構 3 病院の病床稼働率	(2020年度) 県総 84.8% こころ 84.8% こども 66.4%	毎年度 県総 90以上 こころ 85以上 こども 75以上

① 静岡県立静岡がんセンターによるがん高度専門医療の提供

(がんセンター局 マネジメントセンター)

- 県立静岡がんセンターでは、全国におけるがん専門病院のフロントランナーとして、**高度がん専門医療を提供**します。
- がんに関する様々な情報提供や患者・家族に対する相談や支援など、包括的患者家族支援体制の充実を図ります。
- 医師・歯科医師レジデント、多職種がん専門レジデント、認定看護師教育課程等を通じ、がん医療に強い人材を育成します。また、静岡がんセンターを活用した専門性の高い大学院大学の設置に向けた検討を行います。
- がん臨床研究の推進や、ファルマバレープロジェクトへの積極的な協力による医療技術開発を継続します。

取組の主な工程表	2022	2023	2024	2025
静岡がんセンターの運営	がん高度専門医療の提供			
	がん治療患者数 12,756人	12,870人	12,984人	13,100人
	相談・支援件数 36,581件	37,354件	38,127件	38,900件

② 静岡県立病院機構による高度専門医療の提供

(健康福祉部 医療政策課)

【県立病院機構 3 病院】

- 他の医療機関では対応困難な高度・専門・特殊医療の提供や、災害時における基幹的役割を果たします。
- 地域医療支援の中心的役割を果たすため、地域の医療関係施設との連携を図り、医師確保対策や社会健康医学研究の推進など、主要な政策的課題にも取り組んでいきます。
- 医療従事者の業務分担や健康保持の配慮に努めるとともに、院内保育所の運営などにより、就労環境の向上等を図ります。
- 質の高い医療を維持しつつ新たな感染症医療にも対応できるよう、機動的な病院運営を目指します。

【静岡県立総合病院】

- 県内の中核病院として、地域の医療機関と連携し、循環器疾患、がん等に対する高度・専門医療や急性期医療などを提供します。
- 高度・専門医療の更なる推進を図るため、先端医学棟に整備した施設や設備（放射線治療室・手術室等）により適切な治療を提供していきます。
- 広範囲熱傷等の特殊疾病患者に対する高度な救命医療を提供する高度救命救急センターによる救急医療体制の充実を図ります。
- 先端医学棟リサーチサポートセンターにおいて臨床研究を推進し、研究成果の発信などにより、県内医療水準の向上と医療人材の確保に取り組みます。

【静岡県立こころの医療センター】

- 精神科救急・急性期医療の提供体制の充実や修正型電気けいれん療法（m-ECT）、先端薬物療法等の重症患者への高度専門治療の積極的な取組を行い、他の医療機関では対応困難な精神疾患への対応を図ります。
- 救急患者の早期受け入れと、入院患者が早期に退院し社会復帰できるようにするため、包括的在宅医療支援体制の構築を図ります。
- 司法精神医療における県内唯一の指定入院医療機関としての役割を果たします。

【静岡県立こども病院】

- 小児医療の中核病院として、小児重症心疾患やハイリスク胎児・妊婦に対する高度・先進的な医療の提供体制を整備します。
- 小児がん拠点病院として高度な集学的治療に積極的に取り組めます。
- 重篤な小児救命救急患者を常時受け入れ可能な体制を維持・強化します。
- 移行期医療や医療的ケア児への対応に他の医療機関等と連携して取り組めます。

取組の主な工程表	2022	2023	2024	2025
県立病院機構	第3期中期計画の実施		第4期中期計画の実施	

2 - 1 医療提供体制の確保・充実と健康寿命の延伸

(4) 生涯を通じた健康づくり

活動指標	現状値	目標値
ふじのくに健康づくり推進事業所数	(2020年度) 5,668事務所	6,700事務所
健康マイレージ事業カード発行枚数	(2020年度) 11,638枚	20,000枚
特定保健指導実施率	(2019年度) 25.2%	45%
8020推進員養成数	(2020年度まで) 累計 11,732人	累計 13,700人
国民健康保険特別会計における赤字繰入をしている市町数	(2020年度) 2市町	0市町

① ライフステージの特性に応じた健康づくり

(健康福祉部 健康増進課)

- 「身体の健康」と「こころの健康」の維持向上のため、食育や減塩対策の推進による健康的な食習慣の確立や、通いの場への専門職派遣、介護職等への低栄養予防に関する研修等の高齢者の社会参加やフレイル予防に取り組み、「運動」「食生活」「社会参加」に着目した、乳幼児期から高齢期まで世代に応じた健康づくりを推進します。
- 将来を担う次世代の健康づくりを推進するため、市町や教育機関、健康づくりサポーター等と連携して、健康教育や食育教室の実施などにより健康な生活習慣の定着を推進します。
- 働く世代の健康づくりを推進するため、市町、保険者等と連携するとともに、健康づくりアドバイザーの派遣や企業表彰等により健康経営に取り組む事業所を支援します。
- たばこによる健康被害を減少させるため、禁煙対策と、事業者等への法及び条例に基づく指導・助言等の受動喫煙防止対策を推進します。
- データを活用した科学的知見に基づき、地域資源を生かした健康づくりの取組を推進します。

② 生活習慣病の発症予防と早期発見の推進

(健康福祉部 健康増進課)

- 自らの健康状態の確認と健康づくりのきっかけとするため、市町及び保険者とともに、インセンティブの活用や効果的な受診勧奨の促進などにより、**特定保健指導実施率の向上**を図ります。
- 糖尿病患者の人工透析導入による生活の質の低下を防ぐため、糖尿病性腎症重症化予防プログラムを策定し、市町と医療機関の連携による重症化予防を推進します。

取組の主な工程表	2022	2023	2024	2025
特定健診・特定保健指導実施率 向上の推進	マイレージ制度などを活用した特定健診、特定保健指導の推進			
保健指導実施率	24.8%	31.5%	38.2%	45%

③ 歯や口の健康づくりの推進

(健康福祉部 健康増進課)

- **歯や口の健康づくりを推進**するため、口腔保健支援センターを中心に、市町の歯科保健事業の推進を支援します。
- 高齢者の生活の質の向上や健康を維持するため、研修会の開催や県民への周知・啓発などにより、口腔機能低下（オーラルフレイル）対策に取り組みます。
- だれもが生涯にわたり歯と口の健康を守ることができるよう、県民に向けた広報の実施や市町が行う歯周疾患検診の受診促進を支援するなど、かかりつけ歯科医の定着に取り組みます。

取組の主な工程表	2022	2023	2024	2025
歯や口の健康づくりの推進	8020推進員養成研修の実施			
	8020推進員養成数 12,498人	12,881人	13,264人	13,700人

④ 全ての世代の健康を支える医療保険制度の適切な運営

(健康福祉部 国民健康保険課、健康増進課)

- 保健事業担当者研修会の実施や市町データヘルス計画の策定支援など国保ヘルスアップ支援事業などを活用し、地域の健康課題に取り組む市町の保健事業を支援します。
- 将来に渡り持続可能な制度となるよう、市町とともに保険料収納率の向上や保険給付の適正化などに取り組み、**国民健康保険制度の財政の安定化**を進めます。

取組の主な工程表	2022	2023	2024	2025
国保制度の安定運営	赤字繰入市町の解消			
	赤字繰入市町数 2市町	2市町	1市町	0市町

2 - 1 医療提供体制の確保・充実と健康寿命の延伸

(5) 科学的知見に基づく健康施策の推進

活動指標	現状値	目標値
静岡社会健康医学大学院大学の論文及び学会等発表の合計件数	(2020年度) -	(2022～2025年度) 80件
社会健康医学に関する講演会等参加者数	(2017～2020年度) 累計 1,614人	(2022～2025年度) 累計 2,400人

① 静岡社会健康医学大学院大学の教育・研究機能の充実

(健康福祉部 健康政策課)

- 県民の健康寿命延伸に向けて、大学院大学における疫学、医療ビッグデータ、ゲノムコホート、聴覚言語学等の**教育、研究等を支援**します。
- 大学院大学における博士課程の2023年度の設置に向けた取組を支援します。

取組の主な工程表	2022	2023	2024	2025
大学院大学の教育・研究等支援	第1期中期目標（2021～2026年度）の進捗状況管理			
	博士課程の設置に向けた支援			第1期中期目標見込み評価

② 社会健康医学の研究成果の還元

(健康福祉部 健康政策課)

- 大学院大学の研究成果の地域への還元や本県の健康課題を解決するため、ヘルスオープンイノベーション静岡により、効果的な健康施策を推進するとともに、市町や医療機関等の健康増進・疾病予防の立案における研究成果の活用を支援します。
- 社会健康医学に対する県民の理解を深めるため、研究の取組内容や研究成果等の情報発信を行います。

2 - 2 いつまでも自分らしく暮らせる長寿社会づくり



高齢化の進行とともに、認知症の人や、ひとり暮らし、夫婦のみの高齢者世帯が増加し、医療や介護、生活支援に対する需要の増大・多様化が見込まれる中、人生の最期まで、住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができる地域づくりが求められています。

このため、医療と介護の連携や認知症施策の強化、地域での生活を支える仕組みの充実により、地域包括ケアシステムを推進し、いつまでも自分らしく暮らせる長寿社会づくりに取り組みます。

❖ 現状と課題

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、医療と介護の連携や地域での生活を支える仕組みを一層の充実させる必要があります。
- 2025年には、高齢者の約5人に1人が認知症となるおそれがあると見込まれ、本人とその家族を支える仕組みの充実が求められています。
- 介護需要の増大・多様化が見込まれる中、利用者本位の介護サービスの提供を実現するため、介護サービスの量と質を確保する必要があります。

❖ 目 標

- 市町と連携し、住み慣れた地域で最期まで暮らし続けることができる地域包括ケアシステムの構築を推進します。
- 認知症の人とその家族に対する支援体制を強化します。
- 介護サービスの量の確保と質の向上を図り、それを支える介護人材を確保します。

❖ 成果指標

成果指標	現状値	目標値
住まい(自宅・老人ホーム)で最期を迎えることができた人の割合	(2020年度) 28.1%	30%
認知症の対応について不安に感じている介護者の割合	(2019年度) 36.8%	30%以下
介護職員数	(2019年度) 54,310人	62,988人

2 - 2 いつまでも自分らしく暮らせる長寿社会づくり

(1) 地域包括ケアシステムの推進

活動指標	現状値	目標値
通いの場の設置数	(2020年度) 4,475か所	6,100か所
住民主体の移動支援を実施している市町数	(2020年度) 22市町	35市町
地域リハビリテーション推進員養成者数	(2020年度) 356人	600人
小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の事業所数	(2020年度) 192か所	224か所
特別養護老人ホーム整備定員数	(2020年度) 19,460人	19,915人
介護サービス情報公表事業所の割合	(2020年度) 99.4%	毎年度 100%
地域連携薬局認定数	(2020年度) 0 薬局	172薬局

① 一人ひとりに寄り添った支援の充実・強化

(健康福祉部 健康増進課、福祉長寿政策課、医療政策課)

- 住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らすことを理念とする地域包括ケアシステムを推進するため、中核機関である地域包括支援センターの職員を対象とした人材育成の研修の実施等により、相談等の支援の充実を図ります。また、自らが望む晩年を過ごし末期（まっご）を迎えられるよう、ACP（人生会議）の普及等に取り組みます。
- 「**通いの場**」の設置促進に向けて、担い手の育成や立ち上げに向けた講習会を開催するとともに、魅力の向上につなげるため、「通いの場」で活動するリハビリテーション専門職や管理栄養士、歯科衛生士の育成等を行います。
- 高齢者の孤独・孤立化を防ぐため、関係団体等と連携し、見守り体制の強化や、世代・属性を超えて交流できる場の提供など、地域とのつながりの強化に取り組みます。

取組の主な工程表	2022	2023	2024	2025
「通いの場」の支援	「通いの場」の担い手やリハビリテーション専門職等の育成			
	通いの場の設置数 5,186か所	5,500か所	5,780か所	6,100か所

② 地域で日常生活を支援する仕組みの充実

(健康福祉部 健康増進課、福祉長寿政策課)

- 高齢者の多様な生活支援ニーズに対応するため、生活支援コーディネーター及び生活支援ボランティアの養成・活動支援など、地域住民が主体となってサービスを安定的に提供できる体制の整備に取り組みます。
- 高齢者のニーズの高い**住民主体の移動サービス**について、アドバイザー派遣や運転ボランティアの養成などを実施し、移動サービスの創出を支援します。
- 壮年熟期世代の地域貢献を促進するため、生活支援の担い手等として活躍するためのノウハウを学ぶ「講座・体験会」等を実施します。

取組の主な工程表	2022	2023	2024	2025
住民主体の移動サービスの創出支援	移動サービスの立ち上げ等を支援するアドバイザー派遣、運転ボランティア養成			
	実施市町数 30市町	35市町	35市町	35市町

③ 自立支援・介護予防の取組促進

(健康福祉部 健康増進課、福祉長寿政策課)

- 高齢者が住み慣れた地域で最期まで安心していきいきと暮らすため、地域リハビリテーションの提供体制の整備を進め、予防期、急性期、回復期、生活期の各段階を通じて、多職種・多機関が連携した切れ目のないリハビリテーションの提供により、自立を支援します。
- 自立支援、介護予防・重度化防止のため、医療保険・介護保険制度の連携による、市町の高齢者の保健事業と介護予防の**一体的な実施や、多職種による地域ケア会議の開催を支援**します。
- 「通いの場」の設置促進に向けた担い手の育成や、魅力の向上につなげるための専門職等の育成に加え、「通いの場」等において効果的な介護予防を進めるため、関係団体と連携して、取組の効果を見える化し、参加者の意欲の向上を図るなど、住民による介護予防活動を支援します。
- 高齢者等の社会活動の自粛に伴う身体・認知機能の低下を防止するため、直接交流できるポータルサイトによる発信など、ICTを活用した健康づくりを推進します。

取組の主な工程表	2022	2023	2024	2025
地域リハビリテーション提供体制の整備	地域リハビリテーションサポート医・推進員の養成			
	推進員養成者数 450人	500人	550人	600人
一体的実施への支援	モデル事業実施	モデル事業の普及、好事例の横展開		

④ 在宅医療の提供体制の整備

(健康福祉部 福祉長寿政策課、地域医療課)

- 住み慣れた地域で安心して在宅療養できるようにするため、静岡県在宅療養支援ガイドラインに基づく体制の構築等による医療と介護の切れ目のないサービスの促進や、静岡県医師会と連携した静岡県地域包括ケア情報システム「シズケア＊かけはし」の活用等による多職種間の連携の強化など、在宅医療の提供体制の充実に取り組みます。
- 在宅医療の充実のため、在宅医療を実施する診療所の整備等を支援し、かかりつけ医の**訪問診療や在宅看取りへの参入を促進**します。
- 訪問看護サービスを安定的に提供するため、**訪問看護ステーションの体制整備**や、訪問看護師への就業を促進します。
- 新任育成研修、病院と訪問看護ステーション間の出向研修等の実施や教育体系の整備により訪問看護師の資質向上を図るとともに、認定看護師や特定行為のできる訪問看護師を育成します。

取組の主な工程表	2022	2023	2024	2025
訪問診療への参入促進	診療所の施設・設備整備への助成、かかりつけ医向け研修会の開催			
	訪問診療を受けた患者数 18,618人	19,336人	20,115人	20,894人
訪問看護ステーションの体制整備促進	訪問看護ステーションの設置等への助成			
	24時間体制のステーション数(従事看護師数) 220施設(1,410人)	230施設(1,474人)	238施設(1,525人)	247施設(1,583人)

⑤ 介護サービスの充実

(健康福祉部 介護保険課、福祉指導課)

- 第9次静岡県長寿社会保健福祉計画に基づき、**介護サービス等提供基盤の計画的な整備を支援**します。
- 介護事業所等での新型コロナウイルス感染症のクラスター発生を防止するための施設・設備の整備を支援します。
- サービスの質の確保や利用者のサービスの選択に資するため、充実した指導と効果的な監査を実施するとともに、事業者のサービス情報の公表、第三者評価の一層の受審を促進します。

取組の主な工程表	2022	2023	2024	2025
介護サービス等提供基盤の計画的な整備促進	補助金制度を活用した特別養護老人ホーム等の整備促進			
	小規模多機能型居宅介護等の事業所数 217か所	224か所	224か所	224か所
	特別養護老人ホーム整備定員数 19,695人	19,815人	19,815人	19,915人

⑥ かかりつけ薬剤師・薬局の機能強化

(健康福祉部 薬事課)

- 県薬剤師会と協働し、薬局薬剤師を対象とした研修や、令和3年8月から開始された特定の機能を有する薬局の認定取得を支援し、**薬局薬剤師の在宅業務や医療機関との連携等の薬局機能の充実**を図ります。
- 県民に対して、かかりつけ薬剤師・薬局の有用性を周知します。

取組の主な工程表	2022	2023	2024	2025
薬剤師の資質向上と関係者間の連携強化	薬局薬剤師に対する研修の実施・認定薬局の取得支援			
	地域連携薬局認定数 60薬局	100薬局	140薬局	172薬局

2 - 2 いつまでも自分らしく暮らせる長寿社会づくり

(2) 認知症にやさしい地域づくり

活動指標	現状値	目標値
チームオレンジを設置している市町数	(2020年度) 13市町	35市町
認知症カフェ設置数	(2020年度) 170か所	237か所
若年性認知症の人の相談の場設置数	(2020年度) 102か所	169か所

① 認知症の人とその家族への支援

(健康福祉部 福祉長寿政策課)

- 見守り活動や認知症カフェなどの活動を行う「**チームオレンジ**」の設置を促進するため、市町と連携し、研修等を通じて認知症サポーターの参画を促すなど、構成員の養成に取り組みます。
- 認知症の人が希望を持って暮らし続けるため、静岡県希望大使やピアパートナー等、認知症の人本人による相談や啓発活動を支援するとともに、関係団体と連携し、認知症の人やその家族が安心して相談できる体制の整備を進めます。
- 認知症疾患医療センターを拠点とし、認知症サポート医が推進役となって、多職種協働により、**認知症の人と家族を支える体制の構築**を支援します。
- かかりつけ医、歯科医師、薬剤師、介護職員等の認知症への対応力を高め、早期発見・早期対応やその人の状態に応じた適切な医療・介護の提供ができる人材の養成を推進します。

取組の主な工程表	2022	2023	2024	2025
チームオレンジの設置	チームオレンジ構成員等に対する研修の実施			
	設置市町数 23市町	35市町	35市町	35市町
体制構築への支援	認知症疾患医療センター等による認知症の人をみんなで支える地域づくりの推進			
	認知症カフェ設置数 190か所	211か所	231か所	237か所

② 若年性認知症対策の推進

(健康福祉部 福祉長寿政策課)

- 若年性認知症の人とその家族が抱える特有の不安や負担の軽減を図るため、総合的な相談窓口を設置するとともに、支援機関との連携を強化し、**相談体制の充実**を図ります。
- 現役世代で発症する若年性認知症の人の就労継続に向けて、若年性認知症支援コーディネーターによる企業への訪問支援や、企業・団体等に対する理解促進を図ります。

取組の主な工程表	2022	2023	2024	2025
相談体制の充実	若年性認知症相談窓口による相談支援、市町・医療機関との連携強化			
	相談の場設置数 144か所	158か所	163か所	169か所

2 - 2 いつまでも自分らしく暮らせる長寿社会づくり

(3) 介護・福祉人材の確保

活動指標	現状値	目標値
社会福祉人材センターの支援による就労者数	(2020年度) 703人	毎年度 1,000人
介護の仕事の理解促進に向けた出前授業の参加生徒数	(2020年度) 5,152人	毎年度 5,500人
E P A、技能実習等による外国人介護職員の県内受入者数	(2020年度) 252人	670人
働きやすい介護事業所認証事業所数	(2020年度) 306事業所	500事業所
キャリアパス導入事業所の割合	(2020年度) 93.5%	毎年度 100%

① 介護サービス等を支える人材の確保と資質の向上

(健康福祉部 福祉長寿政策課、介護保険課)

- 社会福祉人材センターの無料職業紹介や資格取得を組み合わせた就業支援のほか、潜在的な有資格者に積極的に働きかけ、就業や復職に向けた取組を推進します。
- 幅広い人材が活躍できる多様な働き方を創出するとともに、出前講座の開催など、若者に介護の仕事を正しく理解してもらう取組などを推進し、介護分野への就業を促進します。
- **県内で働く外国人介護職員の増加**を図るため、外国人介護人材を受け入れる環境整備や、就労後の職場定着を促進します。
- 介護サービス等の質の向上を図るため、より高い知識や技術の習得に向けた介護職員、介護支援専門員に対する研修を実施します。

取組の主な工程表	2022	2023	2024	2025
県内で働く外国人介護職員の増加	受入れ体制の整備を支援、訪問相談による支援の充実			
	県内受入者数 417人	500人	585人	670人

② 介護職場の労働環境と処遇の改善

(健康福祉部 介護保険課、福祉指導課)

- 介護職員の身体的・精神的負担の軽減を図るため、介護ロボットや I C T 機器の導入に取り組む介護事業所を支援します。
- キャリアパス制度の導入による処遇改善や人材育成、サービスの質の向上など一定の基準を満たす介護事業所を認証することで、**働きやすい介護事業所を拡大し、職場定着を促進**します。
- 感染症対策マニュアルの見直しや事業所への訪問指導等により、感染症の拡大防止に係る知識や技術の向上を支援します。
- 感染症が発生した施設の事業継続と感染収束を支援するため、「クラスター福祉施設支援チーム」(C W A T)を派遣します。

取組の主な工程表	2022	2023	2024	2025
働きやすい介護事業所の拡大による職場定着の推進	働きやすい介護事業所認証取得事業所の拡大に向けた啓発			
	認証事業所数 379事業所	416事業所	458事業所	500事業所
	キャリアパス導入事業所 100%	100%	100%	100%

2 - 3 障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現



障害を理由に分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら、住み慣れた地域で豊かに安心して暮らせる共生社会の実現が求められています。

このため、障害のある人や障害に対する正しい理解の県民・企業への浸透を図るとともに、障害の特性に応じたきめ細かな支援体制を強化し、障害のある人の自立と社会参加を促進します。

❖ 現状と課題

- 障害者差別解消法の改正により「合理的配慮の提供」が民間事業者においても義務化されることや、「新しい生活様式」が障害のある人にとって不安や悩みにつながるものが顕在化していることを踏まえ、多くの県民・企業の方々の更なる障害に対する理解が必要です。
- 障害のある人の重度化・高齢化が進む中、「親亡き後」を見据え地域生活を支える相談支援体制や居住支援の一層の充実が必要です。
- 障害によって必要となる支援は様々であり、医療的ケア児を含め、多様な障害に応じたきめ細かな支援体制の整備が必要です。

❖ 目 標

- 障害を理由とする差別を解消し、障害に対する理解と相互交流を促進します。
- 地域生活支援拠点の整備促進や昼間も支援可能なグループホームの整備などにより、地域での自立した生活を促進します。
- 障害のある人やその家族が安心して生活を送ることができるよう、様々な障害の特性に応じたきめ細かな支援体制の整備を進めます。

❖ 成果指標

成果指標	現状値	目標値
障害を理由とする差別解消推進県民会議参画団体数	(2020年度) 266団体	340団体
障害者差別解消支援協議会による助言・あっせん申立て件数	(2020年度) 0件	毎年度 0件
障害福祉サービス1か月あたり利用人数	(2020年度) 31,025人	39,703人
精神病床における1年以上長期入院患者数	(2018年度) 3,271人	(2023年度) 2,783人

2 - 3 障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現

(1) 障害に対する理解と相互交流の促進

活動指標	現状値	目標値
ヘルプマーク周知啓発出前講座等開催数	(2020年度) 2回	毎年度 12回
声かけサポーター養成数	(2020年度) 255人	毎年度 250人
手話通訳者養成研修修了者数	(2020年度) 7人	(2022～2025年度) 累計 120人
「手話であいさつ」運動参加者数	(2020年度) —	毎年度 2,000人

① 障害者差別解消条例に基づく不当な差別の禁止と合理的配慮の提供の推進

(健康福祉部 障害者政策課)

- 民間事業者の合理的配慮に対する理解を深めるため、一層の周知啓発を行います。
- 障害のある人や障害に対する正しい理解を広めるため、障害者差別解消推進県民会議の開催や好事例に対する表彰、若年層に対する理解促進等に取り組みます。
- 合理的配慮の提供促進のため、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるヘルプマークの周知啓発出前講座等の開催や、駅ホームでの転落防止や困っている障害のある人を支援する声かけサポーターの養成を行います。
- コロナ禍での「心のバリアフリー」の理解促進のため、啓発資料を作成し広報・啓発に努めます。

② 情報保障の推進

(健康福祉部 障害福祉課)

- 視覚や聴覚、言語機能に障害のある人の円滑なコミュニケーションを支援するため、音訳・点訳奉仕員、手話通訳者、要約筆記者等の**支援人材を養成**します。
- 視覚や聴覚に障害のある人が、必要とする情報を必要なときに取得できるようにするため、視覚・聴覚障害者情報センターなど情報提供体制の充実を図ります。
- 手話が言語であることへの理解を県民広くに浸透させるため、「手話であいさつ」運動など静岡県手話言語条例を踏まえた手話の普及を推進します。

取組の主な工程表	2022	2023	2024	2025
専門性の高い支援人材の養成	音訳・点訳奉仕員、手話通訳者、要約筆記者等の養成			
	手話通訳研修修了者数 46人	16人	29人	29人

③ 障害者スポーツと文化芸術活動の振興

(スポーツ・文化観光部 スポーツ振興課、文化政策課)

- 障害者スポーツ大会（わかふじスポーツ大会）の開催や障害者スポーツ応援隊の派遣等の障害者がスポーツに触れる機会の提供や、障害のある人とない人が共に参加できる環境の整備などにより、障害者スポーツの振興を図ります。
- 障害のある人や障害に対する正しい理解を広めるため、障害者芸術祭の開催などにより、障害のある人の文化芸術活動の振興を図ります。

2 - 3 障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現

(2) 地域における自立を支える体制づくり

活動指標	現状値	目標値
地域生活支援拠点等設置数	(2020年度) 14箇所	24箇所
日中サービス支援型グループホーム利用者数	(2020年度) 232人	521人
精神障害者地域移行定着推進研修の修了者数	(2017～2020年度) 累計 478人	(2022～2025年度) 累計 500人
障害者働く幸せ創出センターの年間受発注仲介件数	(2020年度) 1,071件	1,200件

① 身近な相談支援体制整備の推進

(健康福祉部 障害者政策課)

- 親亡き後も障害のある人の地域生活を支えるため、緊急対応等の機能を持つ市町の地域生活支援拠点等の設置を支援します。
- 市町・地域自立支援協議会で対応が難しい専門的な課題について、県が設置する圏域自立支援協議会の専門部会で検討し技術的助言を行うなど、**市町等の相談支援体制を支援**します。
- 地域の相談機能の充実のため、各種相談に対応する相談支援事業所の相談支援専門員の養成・資質向上を図ります。

取組の主な工程表	2022	2023	2024	2025
地域の相談機能の充実	地域生活支援拠点等の活動支援			
	設置数 16箇所	22箇所	22箇所	24箇所

② 暮らしを支える福祉サービスの充実

(健康福祉部 障害者政策課)

- 障害福祉サービスの利用ニーズの増加に対応するため、障害福祉計画・障害児福祉計画に基づき、計画的な障害福祉サービス事業所等の整備を促進します。
- 重度の障害のある人の地域生活を支援するため、昼間も利用可能な日中サービス支援型グループホームの整備を重点的に進めます。
- **障害福祉サービス事業所等の充実**のため、事業所に必要となるサービス管理責任者等の人材を養成します。
- 感染症拡大時における障害福祉サービスの継続提供のため、障害福祉サービス事業所等の感染症対策を支援します。

取組の主な工程表	2022	2023	2024	2025
障害福祉サービス事業所等の充実	障害福祉サービス事業所等の施設整備			
	日中サービス支援型グループホーム利用者数 325人	389人	455人	521人

③ 施設や病院から地域生活への移行の促進

(健康福祉部 障害福祉課)

- 入所施設や精神科病院からの地域移行を進めるため、圏域自立支援協議会の地域移行部会において課題を協議し、保健・医療・福祉の連携を推進します。
- 精神障害のある人の**地域生活への移行の推進**に携わる精神科医療機関、地域援助事業者、市町等の人材を養成し、重層的な支援体制を構築します。

取組の主な工程表	2022	2023	2024	2025
地域移行を推進する支援体制の整備	地域移行に向けた保健・医療・福祉関係者の連携、関係する職員に対する研修の開催			
	修了者累計 126人	259人	399人	500人

④ 一人ひとりの特性に応じた就労の促進

(健康福祉部 障害者政策課)

- 企業への一般就労を促進するため、障害者就業・生活支援センターを拠点とした就労と生活の両面からのきめ細かな相談と職場定着支援の充実を図ります。
- 一般就労が困難な障害のある人の**福祉的就労を促進**するため、企業との連携や農業分野の職場開拓など、障害の特性に応じた仕事の創出を図ります。
- 事業所等で働く障害のある人の経済的自立を支援するため、「ふじのくに福産品一人一品運動」の県民全体への展開や官公需の発注拡大など障害福祉サービス事業所等の収益拡大による工賃向上を進めます。

取組の主な工程表	2022	2023	2024	2025
福祉的就労の促進	「障害者働く幸せ創出センター」による企業等との連携、職域拡大に向けた農福連携の推進			
	仲介件数 1,125件	1,150件	1,175件	1,200件

2 - 3 障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現

(3) 多様な障害に応じたきめ細かな支援

活動指標	現状値	目標値
重症心身障害児（者）等の支援に携わる専門人材養成数	(2017～2020年度) 累計 431人	(2022～2025年度) 累計 500人
発達障害者の支援に携わる専門人材養成数(自閉症支援、かかりつけ医等)	(2017～2020年度) 累計 786人	(2022～2025年度) 累計 800人
多様な精神疾患等ごとの拠点医療機関設置数	(2020年度) 156箇所	226箇所
依存症相談支援に携わる従事者向け研修の参加人数	(2017～2020年度) 累計 258人	(2022～2025年度) 累計 316人

① 重症心身障害児(者)に対する支援の充実

(健康福祉部 障害福祉課 / 教育委員会 特別支援課)

- 重症心身障害児(者)及びその家族が住み慣れた身近な地域において安心して生活できるよう、短期入所機能の確保、多職種連携等による在宅支援サービスの充実とともに、介護者の負担軽減を図ります。
- 適切な医療・福祉サービスが受けられるよう、看護職、福祉・介護職等の専門性の高い人材を養成するほか、専門職の支援をコーディネートできる人材を養成・活用します。

② 医療的ケア児に対する支援の充実

(健康福祉部 障害福祉課 / 教育委員会 特別支援課)

- 医療的ケア児及びその家族が住み慣れた身近な地域において安心して生活できるよう、医療的ケア児等支援センターの設置に向けて必要な情報の収集等の準備を進め、開設後の医療的ケア児等支援センターにおいては、専門的な相談への対応や情報提供・助言を行うとともに、関係機関との連携強化を図ります。
- 身近な地域で適時適切な支援を受けられるよう、医療、保健、福祉、教育等の関連機関の従事者等に対して研修を実施するとともに、医療的ケア児等コーディネーターを中心とした**多職種による連携体制の構築**を図ります。
- 医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と共に教育を受けられ、また、家族の付き添いがなくても適切な医療的ケアが受けられるよう、看護師の配置など必要な体制整備に取り組みます。

取組の主な工程表	2022	2023	2024	2025
相談対応、情報提供・助言 多職種連携体制の構築	センター 開設準備	医療的ケア児等支援センターの設置による相談支援、情報提供の充実 コーディネーターを中心とした多職種連携による支援等の実施		
特別支援学校での受入環境の充実	人工呼吸器装用児の受入(モデル的取組)		ガイドラインに基づく受入れの実施	

③ 発達障害のある人に対する支援の充実

(健康福祉部 障害福祉課)

- 発達障害のある人及びその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、**発達障害者支援センターによる相談支援及び専門性の高い人材の養成**に取り組みます。
- 乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた切れ目のない支援体制を構築するため、発達障害者支援センターを中心に、保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関との連携・協働による**地域支援力の向上**に取り組みます。
- 強度行動障害の状態となることを予防し、障害特性に応じた適切な支援を促進するため、県立施設での適切な療育支援とともに、支援者養成研修による人材養成に取り組みます。

取組の主な工程表	2022	2023	2024	2025
相談支援、地域支援力向上	発達障害者支援センターによる専門的相談・助言の実施、地域連携 医療機関・支援者等を対象とした発達障害に関する研修の実施			
	参加者累計 225人	400人	624人	800人

④ 精神障害のある人に対する支援の充実

(健康福祉部 障害福祉課)

- 多様な精神疾患等ごとに、各医療機関の医療機能を明確にし、医療連携体制を構築します。
- 休日・夜間に対応する精神科救急医療施設を確保し、精神科救急情報センター等において、24時間体制で相談対応を行います。
- 様々な依存症について、官民協働による予防・相談から治療、回復支援まで切れ目のない支援体制を構築するため、依存症相談支援に携わる従事者向け研修や治療回復支援プログラムの実施などに取り組みます。

取組の主な工程表	2022	2023	2024	2025
多様な精神疾患等ごとの医療、相談支援体制の構築	精神障害に係る医療提供体制、相談支援体制の整備			
	医療機関数 184箇所	198箇所	212箇所	226箇所

2 - 4 地域で支え合う安心社会づくり



誰もが健全で幸せに暮らせる社会を実現するためには、支援を必要としている人が安心な生活を取り戻せる社会的援助の仕組みが必要です。

このため、高齢者、障害のある人、子ども、生活困窮者等の分野を超えた包括的な支援体制を構築するとともに、経済的に困窮している世帯の自立に向けた支援や、心の問題を抱えた人が自殺に追い込まれないための多様な主体の連携による支援など、地域で支え合う安心社会づくりを進めます。

❖ 現状と課題

- 8050問題やダブルケアなど、分野・属性別の枠組みでは解決困難な事案が増加しており、多機関の連携強化が重要になっています。
- 生活困窮世帯が抱える課題は多様化、複合化する傾向にあるため、個々の世帯の状況を的確に把握した上で、本人の能力と意欲を引き出す最適な支援が求められています。
- 若年層の自殺者数の占める割合の増加や、コロナ禍における自殺リスクの高まりに対応するため、それぞれの属性等に応じた自殺対策を強化する必要があります。

❖ 目 標

- 多様化・複合化する生活課題の解決に向けた包括的な支援体制を構築します。
- 生活困窮者や世帯に対する相談支援体制を強化し、自立を促します。
- 「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指して、様々な分野や年代に応じた自殺対策を推進し、地域全体で自殺による死亡者を減らします。

❖ 成果指標

成果指標	現状値	目標値
包括的相談支援体制を構築した市町数	(2020年度) 15市町	(2024年度) 35市町
就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合	(2020年度) 39.4%	50%
自殺による死亡者数	(2020年) 583人 (10万人当たり 16.5人)	500人未満 (10万人当たり14.3人未満)※ 1

※1 目標値を2025年時点の本県の推計人口（国立社会保障・人口問題研究所 平成30年推計）で除した数値

2 - 4 地域で支え合う安心社会づくり

(1) 地域における相談支援体制の充実

活動指標	現状値	目標値
多機関連携・協働のための担当職員養成数	(2021年度) 35人	(2022～2024年度) 累計140人
権利擁護支援の中核となる機関の整備市町数	(2020年度) 4市町	(2024年度) 35市町
成年後見制度利用促進研修参加人数	(2020年度) 132人	毎年度 900人
民生委員・児童委員の充足率	(2020年度) 97.9%	毎年度 100%

① 包括的相談支援体制の構築

(健康福祉部 福祉長寿政策課)

- 多様化・複合化する地域の生活課題に対応するため、地域におけるあらゆる相談を分野横断的に受け止める、市町の**包括的な相談支援体制構築を支援**するとともに、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する体制の構築を促進します。
- 様々な内容の相談を整理し、具体的な支援につなげるため、各分野の機関との連携や調整等を行う人材を養成します。

取組の主な工程表	2022	2023	2024	2025
市町における包括的相談支援体制・包括的支援体制構築の支援	市町へのアドバイザー派遣や相談支援による 包括的相談支援体制構築の支援			包括的支援体制構築の支援
	アドバイザー派遣 6市町	6市町	6市町	6市町
	相談支援 6市町	6市町	6市町	6市町
	包括的相談支援体制構築市町数 20市町	25市町	35市町(年度末)	35市町
	多機関連携・協働に必要な連携担当職員の養成研修			連携担当職員のスキルアップ研修
修了者数	35人	35人	35人	35人

② 成年後見制度の利用促進

(健康福祉部 地域福祉課)

- 成年後見制度を円滑に利用できる環境を整備するため、**市町における後見人支援機能等を担う権利擁護の中核となる機関の整備を促進**します。
- 成年後見制度の適切な利用を促進するため、福祉関係者等を対象とする研修を実施し、制度の理解を深めます。

取組の主な工程表	2022	2023	2024	2025
市町における中核機関整備の支援	地域連携ネットワークの構築・中核機関整備の支援			
	中核機関整備市町数 27市町	30市町	35市町	35市町

③ 民生委員・児童委員活動の推進

(健康福祉部 地域福祉課)

- 地域住民の相談を受け、的確に関係する専門機関につなぐため、民生委員・児童委員への研修や民生委員・児童委員活動の広報等を通じて委員の活動を促進するとともに、関係機関との連携を推進します。
- 民生委員・児童委員の担い手を確保するため、民生委員・児童委員協力員制度等を活用するなど、地域住民の身近な相談相手となる民生委員・児童委員が活動しやすい環境を整備します。

2 - 4 地域で支え合う安心社会づくり

(2) 自立に向けた生活の支援

活動指標	現状値	目標値
新たに相談があった生活困窮者に対する支援プラン作成率	(2020年度) 11.8%	15%
就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率	(2020年度) 35.0%	65%
ひきこもり状態にある人の「居場所」利用者数	(2020年度) 448人	880人

① 生活困窮者への相談支援体制の充実と自立支援対策の推進

(健康福祉部 地域福祉課)

- 生活困窮者の自立促進を図るため、自立に向けた相談支援等を行うとともに、コロナ禍において増加する困難事例に苦慮する支援員を支えるため、専門家相談会を実施し相談支援体制の充実を図ります。
- 住居を喪失した又は喪失するおそれのある離職者等が安心して求職活動を行う環境を確保するため、住居確保給付金を支給します。
- 自立を支援するため、収入が減少した世帯を対象に生活福祉資金の貸付けを迅速に実施します。

② 生活保護を必要とする人への支援の充実

(健康福祉部 地域福祉課)

- 生活保護受給者の自立を助長するため、支援対象者の就労阻害要因を分析し、課題に応じたきめ細かな支援を行うことで、就労機会の確保を図ります。
- 福祉事務所による適正な保護の運用を確保するため、保護の相談・申請対応、生活保護受給者への支援対応等に係る生活保護法施行事務監査を実施します。

③ ひきこもり状態にある人への支援の充実

(健康福祉部 障害福祉課)

- ひきこもり状態にある人やその家族を支援するため、ひきこもり支援センターによる一元的な相談対応や連絡協議会の開催、情報発信等を行います。
- 自宅以外でひきこもり状態にある人が安心して過ごせる「居場所」を設置するとともに、社会参加に向けて保健福祉や労働等の各機関と連携し、個人的支援段階や社会参加の試行段階など、**段階に応じた支援**を行います。
- ひきこもりの長期化により親も高齢化するいわゆる「8050問題」などの課題に対応するため、研修の実施やアドバイザーの派遣等により、**身近な相談窓口である市町を支援**します。

取組の主な工程表	2022	2023	2024	2025	
ひきこもり相談支援体制の充実	「居場所」における社会参加に向けたプログラムの実施				
	利用者	620人	706人	792人	880人
		市町における相談支援に係る人材育成		市町における関係機関の連携強化、支援の拡充	

2 - 4 地域で支え合う安心社会づくり

(3) 自殺対策の推進

活動指標	現状値	目標値
ゲートキーパー養成数	(2020年度まで) 累計 56,319人	累計 75,000人
こころのセルフケア講座受講者数	(2017～2020年度) 累計 666人	(2022～2025年度) 累計 800人
自殺対策ネットワーク設置市町数	(2020年度) 27市町	33市町

① 早期支援につなげる人材の養成、資質の向上

(健康福祉部 障害福祉課)

- 市町、関係機関との連携により、身近な人のサインに気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る**ゲートキーパーの養成**を進めます。
- 早期に必要な支援につなげるため、精神科医療や相談業務に携わる**人材の資質の向上**を図るための研修を行います。
- 職場におけるメンタルヘルス対策を推進するため、企業の労務管理者を対象に自殺予防に資する研修を推進します。

取組の主な工程表	2022	2023	2024	2025
ゲートキーパーの養成	様々な年代や相談者の特性に応じた研修内容の見直しと実施 養成者累計 63,719人	67,419人	見直し後の研修内容による市町や関係機関への研修実施の展開 71,119人	75,000人

② 若年層に重点を置いた自殺対策の推進

(健康福祉部 障害福祉課)

- SNS等のICTを活用して「LINE相談」を行うなど、若年層の身近なツールを活用した相談体制の充実を図ります。
- 若者が自ら抱える問題を解決し、適切に対処できる力を身につけることを目的として、「こころのセルフケア講座」を実施します。
- 教育委員会や大学、関係機関と連携し、いのちを大切にすることを育てる教育や児童生徒が悩みを打ち明け相談しやすい体制づくりの取組を推進します。

③ 多様な主体との連携による自殺対策の推進

(健康福祉部 障害福祉課)

- 県、市町、多様な主体と一体となり、**地域における自殺対策ネットワークを設置**し、様々な分野や年代に応じた自殺対策を総合的に進めます。
- 自殺防止には早期に対応することが重要であることから、「こころの電話相談」を実施するとともに「いのちの電話」と連携し、悩みを抱える人がいつでも相談でき、適切な支援を迅速に受けることのできる仕組みを整備します。
- 県、市町、関係機関との連携による、9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間における啓発キャンペーン等の実施により、自殺予防における県民一人ひとりの正しい理解と意識の向上を図ります。

取組の主な工程表	2022	2023	2024	2025
多様な主体との連携による自殺対策	自殺対策ネットワーク会議の開催による情報交換・事例検討の実施			
設置市町	29市町	30市町	31市町	33市町